

議員提出議案第3号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年3月23日 提出

守谷市議会
議長 梅木 伸治 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 青木 公達

平成 年 月 日 原案 決

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、国連会議において国連加盟国の約3分の2に相当する122カ国の賛成で、核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとし、核兵器の全廃こそがいかなる状況下でも核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法であると明記している。

条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用と、その使用による威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっている。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被爆者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の立場に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに多くの国民が長年にわたり求めてきた核兵器なき世界の実現と維持に向けての画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から恒久の平和を念願する憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の役割を果たすことが強く求められる。

よって、日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先 内閣総理大臣，外務大臣

提案理由（議員提出議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

核兵器禁止条約は、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するとともに、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。

また、被爆者や核実験被爆者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の立場に応えるものとなっています。

核兵器禁止に賛同し、推進の役割を果たすべく、速やかに核兵器禁止条約に調印することを国に要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしくご審議の上、ご決議のほどお願いいたします。